

「地域密着型介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第 0891600108 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈永会
- (2) 法人所在地 茨城県笠間市橋爪462番地1
- (3) 電話番号 0296-78-2221
- (4) 代表者氏名 理事長 根本 賢
- (5) 設立年月日 平成 4年 3月 3日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設・平成26年 3月 27日指定
茨城県指定 第 0891600108 号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホーム 宍戸苑
- (4) 施設の所在地 茨城県笠間市橋爪462番地1
- (5) 電話番号 0296-78-2221
- (6) 施設長氏名 根本 玄
- (7) 当施設の運営方針 別紙
- (8) 開設年月日 平成 15年 4月 1日
- (9) 入所定員 18人

3. 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	18室	
食堂	2室	小食堂 2
機能訓練室	2室	
浴室	2室	一般浴 ・ 中間浴 ・ 特浴
医務室	1室	
静養室	1室	

4. 主な職員の配置状況

職種	人数
1. 施設長（管理者）	1人
2. 介護職員	8人
3. 生活相談員	1人
4. 看護職員	1人
5. 機能回復訓練指導員	1人
6. 介護支援専門員	2人
7. 医師	2人
8. 栄養士	2人
9. 事務員	2人

主な職員の勤務体制

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日・金曜日 13:00～15:00
2. 介護職員	早朝 6:00～15:00 準早 8:00～17:00 平常 10:00～19:00 遅勤 12:00～21:00 夜勤 21:00～6:00
3. 看護職員	9:00～18:00

食事時間

朝食	8:00 ～ 9:00
昼食	11:45 ～ 12:45
夕食	17:30 ～ 18:30

※上記時間内に、ご自由にお召し上がりください

食事の場所

各種食堂・面会室・喫茶室・居室

※基本は、食堂ですが、状況・気分に合せて自由にお召し上がりください

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（食材料費は、自己負担です。）

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。希望に応じて、回数を増やすことができます。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・イブニングケア（口腔ケア）の徹底に勤めます。

※入浴・排泄をはじめプライバシーへの最大限の配慮をします。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

最終頁の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事・居住に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご契約の要介護度に応じて異なります。）

☆ 料金の支払いは、契約書第 21 条第 2 項に基づき、所定期間内（3 か月）もしくは、それに準ずる期間内に支払うものとし、ご契約者（代理人含む）は契約解除、契約終了後も支払うものいたします。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条、第 6 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

2 ヶ月に 1 回、美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

③電気製品

ご希望の電気製品をご使用いただけます。（TV・電気アンカ・電気毛布等）

利用料金：1 ヶ月 1 製品につき 500 円

④金品等貴重品を施設へ預ける方へ

一、入所される方本人、及びご家族が希望される場合は、通帳・印鑑・年金証書等を宍戸苑で預かり、日用品等の出納、医療費、福祉サービス費の出納を行うことができます。

その際、財産管理委託契約書を結ぶことが必要となります。詳しくは財産管理委託契約書をご覧ください。

二、ご契約者の大切な財産を管理するため、宍戸苑では以下の表による管理体制をとっています。

印鑑保管責任者	施設長
印鑑取扱責任者	事務長
通帳保管責任者	事務長
通帳取扱責任者	事務員

☆ 以上のように保管責任者と、取扱責任者を別任し、また、通帳と印鑑の保管場所を別にすることで金銭事故を防止しています。

⑤酸素ボンベ

必要時にご希望頂いた場合に酸素ボンベをご使用いただけます。

利用料金：1日につき600円

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

[例]

主な行事・レクリエーション（平成29年度）

月	行 事	備 考	月	行 事	備 考
4	誕生会		10	秋祭り 誕生会	
5	誕生会		11	誕生会	
6	慰霊祭 誕生会		12	誕生会 年忘れ会 餅つき	
7	七夕会 誕生会		1	初 詣 新年祝賀会 誕生会	
8	誕生会		2	節 分 誕生会	
9	敬老祝賀会 誕生会		3	雛祭り会 お花見 誕生会（外食会）	

・クラブ活動

書道、料理、園芸、生け花 等

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

6. 施設を退所して頂く場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所して頂くことになります。（契約書第15条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が非該当、要支援または要介護1、要介護2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥ 事業者から退所の申出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に解約・解除し・施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合 ※
- ⑤ご契約者が介護福祉施設、介護老人保険施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療型医療施設に入院した場合
- ⑥サービス従事者又は従業員が、契約者又は代理人やその家族から執拗なパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為を受け、再三に亘る勧告を受けたにもかかわらずこれが行われていた場合

→※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第20条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1か月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、**入院の期間内は、所定の利用料金をご負担いただきます。**

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いいたします。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「身元引受人」または「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、契約締結者に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. ご家族の役割について

施設の性格上、寝たきり、認知症等で自らの意志表示が出来る方が少ないということがございます。ご家族には意思の決定の代理人として、契約締結や、介護計画への同意などご家族の方にも署名捺印を頂くことになっております。ご理解の程よろしくお願いいたします。

9. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）： 生活相談員
第三者委員

○受付時間 随時
第三者による評価に状況

① あり 実施日 年 月 日

評価機関名称：

結果の開示：

② なし

(2) 行政機関その他苦情受付機関

笠間市役所 高齢福祉課	所在地 笠間市中央3-2-1 電話番号 0296-77-1101 FAX 0296-77-1162 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978-26 電話番号 029-301-1567 FAX 029-301-1580 受付時間 8:30~17:00
茨城県社会福祉協議会	所在地 水戸市千波町1918 電話番号 029-241-0033 FAX 029-241-1434 受付時間 8:30~17:00

令和 年 月 日

地域密着型介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型介護老人福祉施設
説明者

生活相談員

地域密着型特別養護老人ホーム宍戸苑

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

家族又は代理人

住 所

氏 名

印

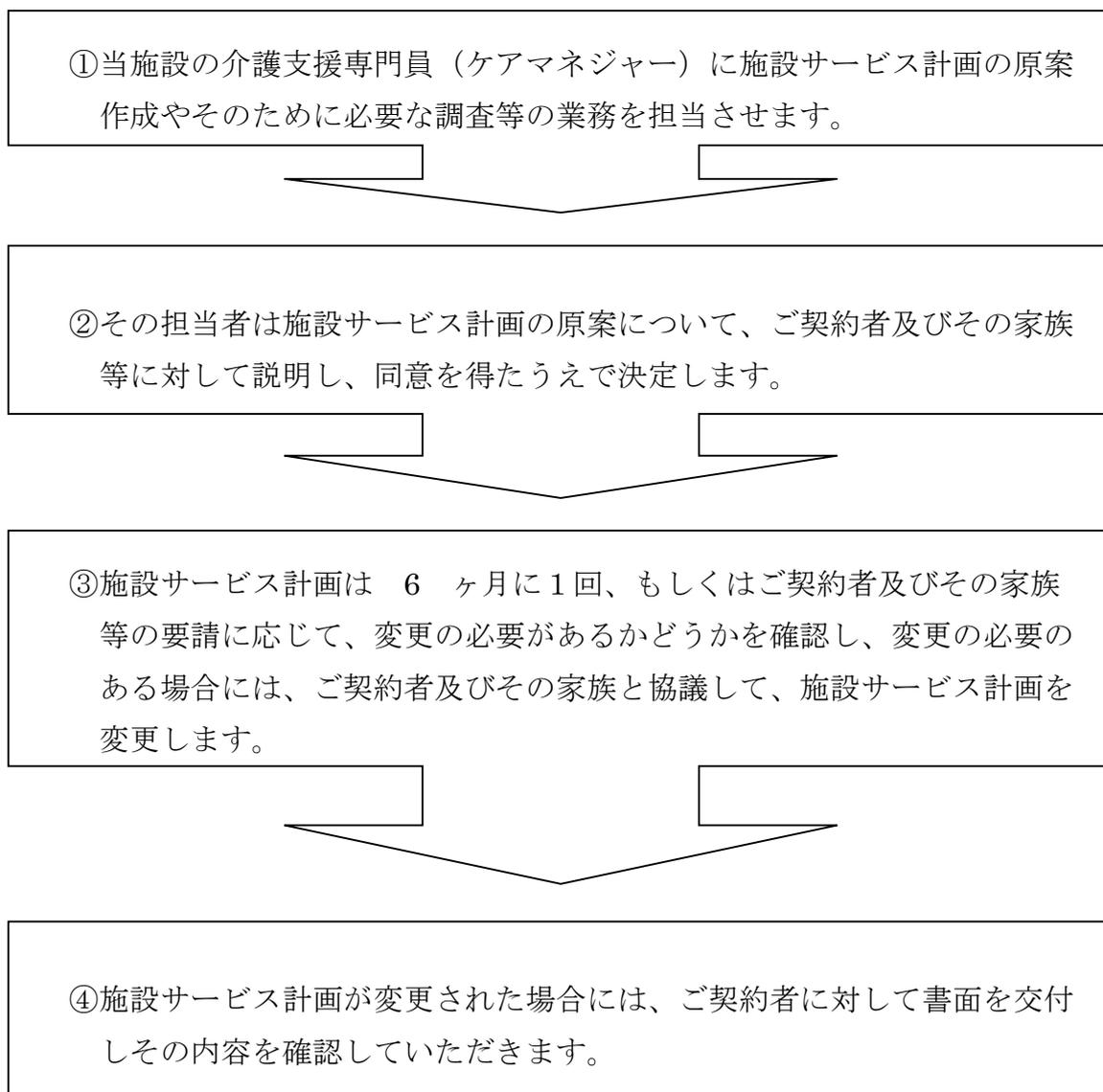
電 話

重要事項説明書付属文書

1. 契約締結からのサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底します。
・感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え訓練（シュミレーション）を実施します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
また、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から虐待の発生又はその再発を防止するため責任者を設置し、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を定めることとします。
また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に報告します。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑧ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施します。
- ⑨ 事業所はリスクマネジメントのための安全対策について担当者を設置し、事故発生防止及び事故発生の報告・分析・対応をサービス従事者又は従業員に周知するための委員会を設置し、事故発生防止のための研修を実施します。また、事故発生時には「介護事故防止・対応マニュアル」に基づき、速やかに対応を行います。

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・包丁等の危険物
- ・その他施設で生活する上で、他の利用者に不利益となるもの

(2) 面 会

面会は事前予約制となっています。

平日の14:30～と15:00～の1日2組、それぞれ10分程度のご案内となります。

ご希望の際は、必ず電話でのご予約をお願いします。 電話番号：0296-78-2221

予約の状況によってはご希望に添えないこともあります。また、ご契約者の心身の状況によっては当日でも面会をお断りする可能性もございます。予めご了承ください。

(3) 外出・外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申出ください。

但し、外泊については、最長で月 7 日間とさせていただきます。

(4) 食 事

食事が不必要な場合は、前日までにお申出ください。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条、第11条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊し、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○当施設の職員に対する執拗なパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為は禁止となっています。

(6) 喫 煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

4. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者おかれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. 非常災害時の対応

非常時の対応として、別途に設けてある「宍戸苑消防計画」に基づき、安全かつ速やかな対応を行います。また、非常災害時に備え定期的に避難訓練を行います。